

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業事業契約を締結したので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第10条の2第3項の規定に基づき、下記のとおりその内容を公表します。

平成23年12月16日

鶴ヶ島市長 藤 縄 善 朗

記

1 公共施設等の名称

鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）

2 公共施設等の立地

埼玉県鶴ヶ島市大字太田ヶ谷字柳戸79番地2及び同大字太田ヶ谷字沼北176番地2

3 選定事業者の商号又は名称

埼玉県鶴ヶ島市脚折町三丁目28番13号

株式会社鶴ヶ島学校給食サービス

代表取締役 谷 津 雅 行

4 公共施設等の整備等の内容

〔鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業 事業契約約款（抄）〕

（本事業の概要）

第5条 本事業は、次の各号所定の業務その他これらに付随し、関連する一切の業務により構成されるものとし、発注者の事前の承諾を得た場合を除き、受注者は、本契約に規定された業務以外の業務を行ってはならない。

（1） 施設整備業務

- ・ 事前調査等業務
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務・工事監理業務
- ・ 調理設備調達・設置業務
- ・ 調理備品・事務備品調達業務
- ・ 食器・食缶等調達業務
- ・ 事業用地内の既存施設の解体撤去等業務

（2） 開業準備業務

(3) 維持管理業務

- ・ 建築物保守管理業務
- ・ 建築設備保守管理業務
- ・ 調理設備保守管理業務
- ・ 外構・植栽維持管理業務
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務
- ・ 調理備品・事務備品の保守管理・更新業務
- ・ 食器・食缶等保守管理・更新業務
- ・ 配送車両調達・維持管理・更新業務

(4) 運營業務

- ・ 調理等業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 洗浄・残滓等処理業務
- ・ 給食配送・配膳・回収業務

5 契約期間

自 鶴ヶ島市議会における本契約議案の議決の日（平成23年11月30日）

至 平成40年3月31日

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

〔鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運營業 事業契約約款（抄）〕

（工事の中止）

第24条 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的又は人為的な事象（以下「天災等」という。）により工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、受注者は、直ちに工事の中止内容及びその理由を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、履行不能の理由が受注者の責に帰すべき事由による場合を除き、第1項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。

3 発注者は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。

4 発注者又は受注者は、第1項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から30日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

5 発注者は、第1項又は第3項の規定により工事の施工が一時中止された場合（工事の施工の

中止が受注者の責に帰すべき事由による場合を除く。)において、必要があると認められるときは、受注者と協議し、引渡予定日若しくはサービス対価を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工に一時中止に伴う増加費用若しくは受注者の損害を負担するものとする。

(維持管理・運営期間中の不可抗力)

第46条 第33条第5項に規定する完成確認書の交付後に、不可抗力により、本契約に従った維持管理・運営業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき又は損害が生じたときは、受注者は、その事実の発生後直ちに履行不能の内容及び理由並びに損害の状況を発注者に通知しなければならない。

2 受注者は、第1項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。

3 発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において不可抗力事由発生の日から30日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続についての対応を定め、受注者に通知する。

(法令変更等)

第50条 法令変更等(次に掲げるものをいう。以下同じ。)により、本契約に従った業務の全部若しくは一部の履行ができなくなったとき、若しくは履行ができなくなると予想されるとき又は費用が増加したとき若しくは費用が増加すると予想されるときは、受注者は、速やかに、その内容及び理由を発注者に通知しなければならない。

(1) 法律、命令(告示を含む。)、条例又は規則(規程を含む。)の制定又は改廃

(2) 行政機関が定める審査基準、処分基準又は行政指導指針の制定又は改廃

(3) 都市計画その他の計画の決定、変更又は廃止

2 受注者は、本契約に基づく義務の履行が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、本契約に基づく義務の履行を免れる。

3 発注者は、前項に基づき履行義務を免れた期間に対応するサービス対価額の支払において、受注者が履行義務を免れたことにより支出又は負担を免れた費用を控除することができる。

4 受注者は、法令変更等による増加費用を軽減するため必要な措置をとり、増加費用をできる限り少なくするよう努めなければならない。

5 発注者は、受注者から第1項の通知を受けたときは、速やかに受注者と事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において同項の通知の日から30日を経過しても協議が整わないときは、発注者は事業の継続について対応を定め、受注者に通知する。

(発注者の解除権)

第61条 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除するこ

とができる。

- (1) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、正当な理由なく、設計又は工事に着手すべき期日を過ぎても設計又は工事に着手しないとき。
 - (2) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により本施設の引渡しが行われないうち又は引渡予定日経過後相当の期間内に本施設を引き渡す見込みが明らかでないときと認められるとき。
 - (3) 発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、受注者の責に帰すべき事由により運営開始予定日に運営が開始されないとき又は運営開始予定日経過後相当の期間内に運営が開始される見込みが明らかでないときと認められるとき。
 - (4) 維持管理・運営業務について要求水準書に従った義務の履行を行わない場合であって、別紙10に定めるところにより発注者が本契約を解除する権利を取得するに至ったとき。
 - (5) その破産、会社更生、民事再生若しくは特別清算の手続の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき又は第三者の申立てによって当該手続が開始されたとき。
 - (6) 本事業の実施を放棄し、当該状態が30日以上継続したとき。
 - (7) 第41条第1項の業務日誌又は同条第2項の業務報告書に重要な事項についての虚偽の記載をしたとき。
 - (8) 受注者が著しい社会規範に反する行為を行った場合
 - (9) 第62条又は第63条第3項の規定によらないで本契約の解除を申し出たとき。
 - (10) 前各号に掲げる場合のほか、発注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、本契約上の義務に違反し、かつ、その違反により本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合には、受注者は、次の各号に掲げる区分に従い、次の各号に掲げる額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。
- (1) 第33条第5項に規定する完成確認書の交付前に解除された場合
施設整備に係るサービス対価（施設整備に係る資金調達に伴う利息相当額のサービス対価を除き、消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する額
 - (2) 第33条第5項に規定する完成確認書の交付後に解除された場合
解除された事業年度1年分の維持管理・運営に係るサービス対価に相当する額（消費税及び地方消費税相当額を含む。）の10分の2に相当する額
- 3 前項の場合において、第7条の規定により契約保証金の納付若しくはこれに代わる担保の提供又は履行保証保険契約の締結が行われているときは、発注者は、当該契約保証金若しくは担保又は履行保証保険契約の保険金をもって違約金に充当する。
- 4 受注者は、第1項の規定に基づく解除により発注者が受けた損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その差額を発注者の請求に基づき支払わなければならない。
- 5 発注者は、事業を継続する必要がなくなった場合その他の事由により必要があると認めるときは、180日以上前に通知を行うことにより、本契約の全部又は一部を解除することができる。

る。

- 6 発注者は、前項の規定により契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(受注者の解除権)

第62条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 発注者がサービス対価の支払を遅延し、受注者から催告したにもかかわらず、60日を経過しても当該義務を履行しないとき。
- (2) 受注者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、発注者が契約上の重要な義務(金銭債務を除く。)に違反し、かつ、その違反により本契約の履行が困難となったとき。

- 2 受注者は、前項の規定により本契約を解除した場合において、損害があるときは、本契約解除により受注者が被った合理的な範囲の損害の賠償を発注者に請求することができる。

(不可抗力又は法令変更等による解除権)

第63条 不可抗力又は法令変更等により、受注者による事業の継続が不可能となった場合又は事業の継続に過分の費用を要する場合において、不可抗力事由等の発生の日から60日を経過しても第24条第4項若しくは第46条第4項の協議が整わないとき又は第50条第1項の通知の日から60日を経過しても同条第5項の協議が整わないときは、発注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 2 発注者は、前項の規定により本契約を解除したことにより受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。この場合において、建設期間中の不可抗力による工事目的物、仮設物又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは建設機械器具の損害に係る発注者の負担については、第31条に定めるところによる。

- 3 不可抗力又は法令変更により、維持管理・運營業務の中止期間が3ヶ月を超えた場合においては、受注者は、本契約の全部又は一部を解除することができる。ただし、中止が維持管理・運營業務の一部のみの場合には、その一部を除いた他の維持管理・運營業務についてはこの限りでない。

7 その他内閣府令で定める事項

(1) 契約金額

金5,229,078,408円(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金243,478,018円)ただし、鶴ヶ島市学校給食センター更新施設(仮称)整備運營業務契約約款の定めるところに従って金額の改定又は減額がなされた場合には、当該改定又は減額がなされた金額とする。

(2) 契約終了時の措置に関する事項

〔鶴ヶ島市学校給食センター更新施設（仮称）整備運営事業 事業契約約款（抄）〕

(契約終了時の措置)

第68条 受注者は、本契約が終了した場合において、事業用地に第65条の規定に基づき取り壊すべき施設があるとき又は事業用地若しくは本施設に受注者が所有し若しくは管理する工事材料、仮設物、機械器具その他の物件（受注者が使用する構成企業等その他の第三者が所有し又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、事業用地又は本施設を修復し、取片付けて、発注者に明け渡さなければならない。

2 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は事業用地若しくは本施設の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、事業用地若しくは本施設を修復し、若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

3 第1項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

4 受注者は、本契約が終了した場合においては、発注者に対し、本施設を維持管理するために必要なすべての書類を引き渡さなければならない。